

# 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令について

平成16年9月

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成16年法律第79号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、及びその他の規定に基づき関係省令の整備等を行うものである。

上記の改正法は、指定調査機関制度等の見直し、特定登録調査機関制度の導入、予納制度を利用した特許料等の返還、インターネットを利用した公報の発行、実用新案権の存続期間の延長等の実用新案制度の見直し、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大、職務発明規定について改正を行っている。本省令案は、このの一部、及びに係る関係省令の規定を整備するものである。

## 【改正の概要】

### 1．特定登録調査機関の導入に伴う規定の整備（特例法施行規則）

改正法において導入された特定登録調査機関に関し、省令へ委任されている具体的手続について規定する。

- (1) 特定登録調査機関の登録を受けようとする者が、登録を受けるための申請を行う際に、必要となる申請書類等を規定する（第60条の2）
- (2) 特定登録調査機関について登録の区分を設けることに伴い、規則で具体的な登録の区分を規定する（第60条の3）
- (3) 特定登録調査機関は、業務開始前に業務規程を定め、これを特許庁長官に届け出る義務を負う。また、業務規程の変更の場合も同様である。業務規程において規定すべき事項が省令に委任されていることから、業務規程の記載事項を規定する（第60条の4）

### 2．独立行政法人工業所有権総合情報館法の改正に伴う規定の整備等

- (1) 改正法において工業所有権研修所が廃止されたことに伴い、工業所有権研修所研修規則（昭和五十年通商産業省令第六十号）を廃止する。
- (2) 独立行政法人工業所有権総合情報館の名称が独立行政法人工業所有権情報・研修館へ変更されたことに伴い、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年経済産業省令第102号）においても当該名称の変更を行う。
- (3) 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置を定める政令（平成16年政令第211号）第8条に規定された職員の引継ぎに係る省令で定める課又はこれに準ずる室を規定する。

### 3. 施行期日

- (1) 特定登録調査期間の導入に伴う規定の整備については、17年4月1日から施行する。
- (2) 独立行政法人工業所有権総合情報館法の改正に伴う規定の整備については、平成16年10月1日から施行する。